

1 たる組合に付ては設立の登記を登記所に囑託すべし

第二十二條 勞働組合合併したるときは合併後存続する組合又は合併に因りて成立したる組合は合併に因りて消滅したる組合の権利義務を承継す

勞働組合分割したるときは其の定むる所に従ひ分割に因りて成立したる組合其の権利義務を承継す

第二十三條 勞働組合解散したるときは合併、分割又は破産の場合を除くの外清算を爲すべし

第二十四條 清算人たる者なきとき又は清算人の缺けたる爲損害を生ずる虞あるときは行政官廳は清算人を選任することを得

第二十五條 重要なる事由あるときは行政官廳は清算

人を解任することを得

第二十六條 清算人は解散後二週間内に其の氏名及住所並解散の原因及年月日を行政官廳に届出づべし

清算人に就職したる清算人は就職後一週間内に其の氏名及住所を行政官廳に届出づべし

前項の届出ありたるときは行政官廳は直に其の登記所に囑託すべし

第二十七條 清算終了したるときは清算人は遅滞なく之を行政官廳に届出づべし

第二十八條 解散したる勞働組合の財産の處分は組合規約又は總會の決議に依る前項の規定に依り處分せらるる財産に付ては民法第七十二條第三項の規定を準用す